

(案)

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる
協議が調っていることの証明書

平成30年5月24日付け、第21回佐倉市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域（詳細は別紙ルート図参照）

- ・内郷ルート

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

- ① 京成佐倉駅北口（起点）～飯野町～京成佐倉駅北口（終点）
- ② 佐倉市役所（起点）～飯野町～佐倉市役所（終点）
- ③ 佐倉市役所（起点）～飯野町～京成佐倉駅北口（終点）
- ④ 京成佐倉駅北口（起点）～飯野駐車場～京成佐倉駅北口（終点）
- ⑤ 佐倉市役所（起点）～飯野駐車場～佐倉市役所（終点）

3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

【運賃】

大人（中学生以上）	小人（小学生）
200（均一）	100（均一）

※未就学児は無料

※障害者手帳所持者及びその介助人1名までは、半額

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

なし

平成30年5月24日
佐倉市地域公共交通会議
会長